

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生
育成就労	育成就労産業分野（注２）の各業務従事者

（注１）介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（令和８年１月２３日閣議決定）※リネンサプライ、物流倉庫、資源循環の受入れは、産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後、準備が整い次第、開始される予定です。省令等の公布・施行時期は現在調整中ですが、公布・施行された際には、入管庁ＨＰでお知らせいたします。

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注３）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）（注１）の特定産業分野から、自動車運送業及び航空を除いたもの。
令和９年４月１日運用開始

（注３）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

外国人の 適正な雇用に ご協力ください

日本人と外国人が共生の理念を理解しつつ、安全・安心に暮らせる秩序ある共生社会を実現するためには、

- ルール等を言語化・可視化し、外国人が理解できる取組を行うこと
- 法やルールに違反する者に対しては公正かつ厳正に対応していくこと

が重要です。



不法就労防止にご協力ください

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1

不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2

就労できる在留資格を有していない外国人で
出入国在留管理庁から働く許可を
受けていないのに働くケース

- (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
- ・留学生在が許可を受けずに働く

3

外国人の方が現に有している在留資格等で
認められた範囲を超えて働くケース

- (例) ・外国料理のシェフや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
- ・留学生在が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

注意！ 事業主も処罰の対象となります！！

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした人（不法就労助長罪）

→3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金

※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

不法就労助長罪の厳罰化

令和9年4月1日以降は、「5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金」に引き上げられます。

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした外国人事業主

→退去強制の対象

- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりした人（届出義務の履行の徹底が求められます！）

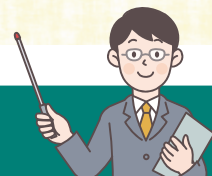
→30万円以下の罰金



在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

在留カードの見方



日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN 在留カード RESIDENCE CARD 番号 AB12345678CD

氏名 TURNER ELIZABETH

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F. 国籍・地域 米国

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイム202号

在留資格 留学

就労制限の有無 就労不可

在留期間(満了日) 4年3月(2027年02月22日)

許可の種類 在留期間更新許可(東京出入国在留管理局長) MOJ

許可年月日 2022年11月22日 交付年月日 2022年11月22日

このカードは 2027年02月22日まで有効です。

▲令和8年6月14日より前に発行された在留カード(表面)

住居地記載欄

届出年月日	住居地	記載者印
2023年6月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄

許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新等許可申請欄

▲在留カード(裏面) ※令和8年6月14日前後において記載欄に変更なし

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN 在留カード RESIDENCE CARD ISA

氏名 TURNER ELIZABETH

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F. 国籍・地域 米国

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイム202号

就労制限の有無 就労制限なし

在留資格 永住者の配偶者等

在留期間満了日 2030年12月05日

番号 No. AB12345678CD

このカードは 2030年12月05日まで有効です。

▲令和8年6月14日以降に発行される在留カード

氏名 TURNER ELIZABETH

住所・東京都千代田区霞が関1丁目1番地1号霞が関ハイツ202号

性別 女

生年月日 1985年03月01日生 2028年12月17日まで有効

国籍・地域 米国

在留期間満了日 2028年12月17日

在留資格 特定活動

就労制限 指定書により指定された就労活動のみ可

資格外活動 許可(週28時間以内・風俗営業不可)

住居地 東京都港区港南5丁目5番30号 令和7年4月17日

番号 No. AB12345678CD

マイナンバー 0000

▲在留カードとマイナンバーカードが一体化したカード(令和8年6月14日以降運用開始) ※裏面はマイナンバー情報等の記載

ポイント1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合

→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合

→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」

②「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合

→就労内容に制限はありません。

特定在留カードの場合、右下の追記欄に「就労不可」の記載がなされる場合があります。

ポイント2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」

(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」

(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」

(資格外活動許可書を確認してください。)

特定在留カードの場合、「資格外活動許可欄」は表面にあり、記載文言が異なります。

① 許可(週28時間以内・風俗営業不可)

② 許可(週28時間以内・教育等の活動)

③ 許可(資格外活動許可書参照)

監理措置や仮放免は在留資格ではありません。



監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはできません。

ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。

なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑義がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人(被監理者)を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。

監理措置に関するQ&Aはこちら



在留カード等読取アプリケーションと失効情報照会を積極的にご活用ください。



外国人を雇用する際などに在留カード等読取アプリケーションと失効情報照会を併せて利用することで、在留カード等の偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認でき、不法就労防止対策として効果的です。

- アプリで読み取った情報が券面と異なる
- アプリで在留カード等を読み取れない
- 在留カード等番号が失効している 等

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理官署へご相談ください。

在留カード等
番号失効情報照会ページ



在留カード等読取
アプリケーション



「在留カード」及び
「特別永住者証明書」の見方



動画ライブラリー



在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方



- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

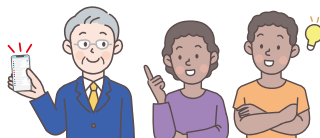
給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。

お互いを尊重し、誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）。



生活オリエンテーション動画
生活オリエンテーション動画を
多言語で配信しています。動画
では日本で生活するための情報
を分かりやすく説明しています。

外国人を雇用した時の届出

●事業主の方からハローワークへの届出

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。**外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則の対象となります。）。**



外国人雇用状況の届出について
（厚生労働省ホームページ）

●外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いいたします。



届出について
（出入国在留管理庁ホームページ）

● お問い合わせはこちらへ



1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

●外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

※地方出入国在留管理局でもお問い合わせを受け付けています（お問い合わせ先は上記二次元コードからサイトをご確認ください。）。

2 技能実習制度に関するお問い合わせ

●外国人技能実習機構コールセンター

TEL 03-3453-8000

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所（支所）の各窓口にご連絡ください（お問い合わせ先は、上記二次元コードからサイトをご確認ください。）。

3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

●外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）

TEL 0570-011000

※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

※地域の相談窓口でも相談を受け付けています（お問い合わせ先は上記二次元コードからサイトをご確認ください。）。

●ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター（東京）

TEL 03-3202-5535

外国人総合相談センター（埼玉）

TEL 048-833-3296

多文化共生総合相談ワンストップセンター（浜松）

TEL 053-458-1510

● 在留支援のためのコンテンツ



●生活・就労ガイドブック

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な各種手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。



●外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者に有用な各府省庁の情報を、カテゴリ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。



●在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語活用のポイント等を紹介しています。



不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和7年の地方出入国在留管理官署における摘発箇所数は、1,271件でした。



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency